

在留資格変更

1. 卒業後に日本で働くための在留資格

日本での就職を希望する国際学生のみなさんは、「留学」から「就労」への在留資格の変更手続きを考慮すると、少なくとも留学ビザの在留期間が終了する1ヶ月前に内定を得ている必要があります。ビザについても念頭に入れ、しっかりスケジュールを立てて就職活動を進めていきましょう。

就職が決まった国際学生は、「留学」の在留資格を就労可能な在留資格に変更する許可申請を行う必要があります。この申請は、本人が最寄りの地方入国管理局または同支局・出張所に向向いて行わなくてはなりません。申請が許可されるまでには時間がかかりますので、遅くとも在留期間が満了になる1ヶ月前には申請をしてください。ただし、秋(9月)卒業で春(4月)入社予定の国際学生は、内定先企業が代理申請を行うため、更に早い準備が必要です。詳しくはP.75、P.92を参照してください。

詳細や申請に必要な書類については、キャリア・オフィスのホームページ (<http://www.apu.ac.jp/careers/>) の「就職活動ガイド」→「在留資格変更」よりご確認いただけます。

2. 卒業後に日本で就職活動を行うための在留資格（特定活動ビザ）

在学中から就職活動を行っていた国際学生が、卒業後も引き続き就職活動を行う場合には、入国管理局に在留資格変更許可申請（在留資格を「留学」から「継続就職活動のための特定活動（在留期間6ヶ月）」）をすることが必要です。なお、申請する際には、大学からの推薦状が必要となります。APUではこの推薦状発行に対して、卒業の約2～3ヶ月前に申請期間を設けており、期間外の申請については一切受けをいたしません（申請の案内はキャンパス・ターミナルにて告知）。また、推薦状発行の可否は、キャリア・オフィスへの必要書類の提出と面接を実施の上、決定します。申請条件や締切などの詳細については、キャリア・オフィスのホームページ「就職活動ガイド」→「在留資格変更」より確認してください。

入国管理局から特定活動へ変更が許可された場合は、個別申請により週28時間以内の資格外活動が認められます。

- * 在留資格変更申請は、現在の登録住所（在留カード記載住所）を管轄する入国管理局にて行います。
- * 卒業後は在留期間が残っているからといって引き続き就職活動・資格外活動をすることはできません。

【注意】

- ※ 在留資格変更の手続きは本人が入国管理局にて行います。
- ※ 例年12月と6月頃に「在留資格変更ガイダンス」を実施しています。対象の学生は必ずガイダンスに参加してください。

福岡入国管理局大分出張所 連絡先

住所：〒870-8521 大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎1階

TEL：097-536-5006

窓口：9時～12時 / 13時～16時（土・日・祝日を除く）

URL：<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>